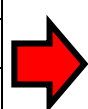


宿泊税定率制に伴う変更点

- ① 令和8年1月1日から定額制から定率制3%に変更

今までの税額（道税含む）	
～5,000円	200円
5,001円～20,000円	300円
20,001円～50,000円	700円
50,001円～100,000円	1,500円
100,001円～	2,500円



宿泊料金の
3% ①
(町税・道税含む)

3%の内訳

北海道税 ②	
宿泊料金	税額
～19,999円	100円
20,000円～49,999円	200円
50,000円～	500円

ニセコ町税 ③ = ① - ②

- ② 定率制計算方法

定率制3%を掛ける宿泊料金は、消費税や食事代等を除いた額の

100円未満を切り捨てた額となります。

税額の3%で出した金額は1円単位で納めてください。

注意！ 3%を掛ける前に必ず100円未満切り捨てる！

- ③ 申告書に宿泊の明細がわかる書類（徴収原簿）の添付が必要

3%の中には北海道税が含まれており、**道税と町税の仕分けについてはニセコ町で行います。**

仕分けをする際に、北海道税分の税額を算出するために、宿泊単位ごとの宿泊料金、宿泊人数、宿泊税額が分かる書類（徴収原簿）が必要となります。

※ 書類は任意の様式で構いません。また、町では簡易様式を用意しています。（簡易様式はホームページにてダウンロードが可能です。）

申告書の記載方法については、ニセコ町役宿泊税特別徴収事務の手引き33ページをご覧ください。（裏面に計算例を記載しています）

ご不明点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

■計算例（あくまで一例です）

【計算例 1：食事、温泉込み・1 人 1 泊】

①	食事代金（1 泊 2 食）	8,880 円
②	宿泊料金	11,120 円
③	小計（①+②）	20,000 円
④	消費税（③×10%）	2,000 円
⑤	入湯税（1 人 1 泊）	150 円
⑥	宿泊税の課税標準額（②の金額を 100 円未満切り捨て）	11,100 円
⑦	宿泊税額（⑥×3%）	333 円
お客様が支払う合計額（③+④+⑤+⑦）		22,483 円
宿泊税の内訳		北海道分 100 円、ニセコ町分 233 円

切り捨てる！

切り捨てない！

【計算例 2：素泊まり・1 人 1 泊】

①	宿泊料金（ <u>消費税込み</u> ）	3,500 円
②	消費税抜きの宿泊料金	3,182 円
③	宿泊税の課税標準額（②の金額を 100 円未満切り捨て）	3,100 円
④	宿泊税額（③×3%）	93 円
お客様が支払う合計額（①+④）		3,593 円
宿泊税の内訳		北海道分 100 円（不足分 7 円はニセコ町が補填） 、ニセコ町分 0 円

【計算例 3：素泊まり・1 棟に 4 名で 7 泊滞在・**消費税と宿泊税込み**の金額】

①	宿泊料金（ 消費税及び宿泊税込み・7 泊分総額 ）	565,000 円
②	宿泊税の課税標準額	500,000 円
③	宿泊税額（②×3%）	15,000 円
宿泊税の内訳		北海道分 2,800 円、ニセコ町分 12,200 円 北海道税の算出：②÷4 名÷7 泊=17,857 円/人・泊→宿泊税額 100 円/人・泊×28 泊